

# 決 定 書

異議申出人 茨城県龍ヶ崎市長山2丁目13番地9  
藤木 妙子

参 加 人 龍ヶ崎市佐貫町774番地3  
コートオオコシ203号室  
村井 将重

異議申出人（以下「申出人」という。）から、令和5年5月1日付けで申出のあった、令和5年4月23日執行の龍ヶ崎市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、龍ヶ崎市選挙管理委員会（以下「本委員会」という。）は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件異議申出を棄却する。

## 理 由

### 第1 異議申出の趣旨及び理由

#### 1 異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙において当選人と決定された村井将重（以下「当選人」という。）の当選を無効とするとの決定を求めるというものである。

#### 2 異議申出の理由

龍ヶ崎市議会議員一般選挙で選挙権を有する者は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第9条第2項の規定により、引き続き3箇月以上龍ヶ崎市に住所を有する必要があるが、当選人は、龍ヶ崎市（異議申出書には住所の記載がないが、申出の全趣旨から、「龍ヶ崎市若柴町〇〇〇〇番地〇」のことと思われる。）に生活の本拠があったとは考えられず、同項の規定に該当していない。

### 第2 当選人の意見

## 1 参加人の決定

本委員会は、本件異議申出が当選人の当選無効を求める趣旨のものであり、当選人に利害関係人として参加を求めることが適当であると判断し、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下単に「行政不服審査法」という。）第13条第2項の規定により、令和5年5月2日付けで当選人を本件異議申出の参加人とすることを決定し、同日付けで当選人に通知をするとともに、行政不服審査法第30条第2項の規定による意見書及び同法第32条第1項の規定による証拠書類等の提出を求めた。

当選人からは、令和5年5月15日付けで代理人弁護士を選任した旨の通知があり、同月19日付けで当該代理人から意見書及び証拠書類の提出があった。以下は、その概要である。

## 2 意見の趣旨

本件異議申出を棄却するとの決定を求めるというものである。

## 3 意見の理由

- (1) 当選人は、知人の更に知人から、最低限生活に必要な設備が整っている物件として、龍ヶ崎市若柴町〇〇〇〇番地〇の建物を紹介され、同所に居住するつもりで、令和5年1月11日に東京都内から龍ヶ崎市若柴町〇〇〇〇番地〇に住民登録を移転した。

しかし、同日、当選人が実際に建物を確認したところ、居住するに適切とは言いがたい状況であったため、同所での生活を断念した。

- (2) 当選人は、代わりの物件を探すとともに、別途、生活に必要な設備を直ちに揃える必要があったが、そのような経済的余力がなかったため、自身の置かれた状況を、龍ヶ崎市佐貫町〇〇〇番地〇〇A氏に相談した。

A氏は、龍ヶ崎市佐貫町〇〇〇番地〇〇に戸建ての建物を所有しており、自分1人で居住しているから、次の居所が見つかるまでの間はそこに居住しても良い旨を当選人に提案した。

当選人は、A氏の好意に甘えることとし、龍ヶ崎市若柴町〇〇〇〇番地〇に住民登録をしつつ、令和5年1月12日か遅くとも同月13日までには、龍ヶ崎市佐貫町〇〇〇番地〇〇での居住を開始し、同所で起臥寝食をしていた。

- (3) また、A氏から建物内の生活設備は自由に使用して良い旨を告げられていたため、当選人は、同所で炊事・洗濯等を自ら行っていた。

令和5年1月12日か遅くとも同月13日以降は、当選人の生活の本拠は、龍ヶ崎市佐貫町〇〇〇番地〇〇にあった。

- (4) 当選人は、令和5年3月13日付けで龍ヶ崎市佐貫町774番地3コートオオコシ203号室に住民登録を移転し、同月16日以降は同所に居住し続けている。
- (5) 以上のとおり、当選人の生活の本拠は、令和5年1月12日か遅くとも同月13日以降、現在に至るまで龍ヶ崎市内にあり、当選人は引き続き3箇月以上龍ヶ崎市に住所を有するので、申出人の主張には理由がない。

### 第3 争点

#### 1 選挙権の有無たる住所要件について

法第10条第1項第5号の規定により、市町村議会の議員の「被選挙権」は、当該議員の「選挙権」を有する者で年齢満25年以上のものが有するとされている。

また、市町村議会の議員の「選挙権」は、法第9条第2項の規定により、日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者が有するとされている。

これは、「地方公共団体が地縁的社会であるという特性を考慮したもの」であり、「特に三箇月という期間を要件としたのは、その団体の住民として選挙に参加するためには、少なくとも一定期間そこに住み、地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要であると考えられたから」（黒瀬敏文・笠置隆範編著「逐条解説公職選挙法（改訂版）（上）」（株）ぎょうせい、2021、P90）であるとされている。

したがって、本件異議申出の争点は、当選人が本件選挙の期日までの間引き続き3箇月以上、すなわち、令和5年1月23日以前から同年4月23日までの間、龍ヶ崎市に住所を有していたか否か、という点である。

#### 2 「住所」の認定

前記第2の3（1）～（2）によれば、当選人は住民登録のある住所に居住せず、また、転居の届出を行わないまま、A氏宅へ居住していたことになる。

前記第3の1でいう住所とは、「生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠といえる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当（最高裁昭和29年10月20日大法廷判決、最高裁昭和32年9月13日判決、最高裁昭和35年3月22日判決、最高裁平成9年8月25日判決）」とされており、当選人の主張のとおり、A氏宅に当選人の生活の本拠があったとした場合に、住民登録を行っていない場所

を住所として認定できるか否か、という点についても、争点になり得るものである。

#### 第4 主な用語について

本決定で使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 同居人 龍ヶ崎市佐貫町〇〇〇番地〇〇 Aをいう。
- (2) 妻 当選人の配偶者である、東京都足立区〇〇〇〇〇丁目〇番〇〇号 Bをいう。
- (3) 旧住所地 東京都足立区〇〇〇〇〇丁目〇番〇〇号をいう。
- (4) 前届出地 龍ヶ崎市若柴町〇〇〇〇番地〇をいう。
- (5) 本市前住地 龍ヶ崎市佐貫町〇〇〇番地〇〇 A氏宅をいう。
- (6) 現住所地 龍ヶ崎市佐貫町774番地3コートオオコシ203号室をいう  
(ただし、「コートオオコシ」の住所は、正しくは龍ヶ崎市佐貫町744番地3である(第7の24参照)。)。
- (7) 転入届出日 令和5年1月11日をいう。
- (8) 転居届出日 令和5年3月13日をいう。
- (9) 選挙運動期間 令和5年4月16日から同月22日までをいう。
- (10) 選挙期日 令和5年4月23日をいう。
- (11) 証人 茨城県龍ヶ崎市〇〇〇〇丁目〇〇番地〇〇 Cをいう。

#### 第5 関係法令(抜粋)

##### 1 公職選挙法

(選挙権)

第9条 省 略

2 日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

(被選挙権)

第10条 日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。

(1) ~ (4) 省 略

(5) 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの

##### 2 地方自治法

(住民の意義及び権利義務)

第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

2 省 略

(住民基本台帳)

第13条の2 市町村は、別に法律の定めるところにより、その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならない。

### 3 住民基本台帳法

(目的)

第1条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

(市町村長等の責務)

第3条 省 略

2 省 略

3 住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行うように努めなければならない。虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない。

4 省 略

(住民の住所に関する法令の規定の解釈)

第4条 住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第10条第1項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。

(選挙人名簿との関係)

第15条 選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている者又は公職選挙法第21条第2項に規定する住民基本台帳に記録されていた者で選挙権を有するものについて行うものとする。

2 省 略

3 省 略

(転入届)

第22条 転入（新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による

場合を除く。以下この条及び第三十条の四十六において同じ。)をした者は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げる事項(いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては、第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項)を市町村長に届け出なければならない。

- (1) 氏名
  - (2) 住所
  - (3) 転入をした年月日
  - (4) 従前の住所
  - (5) ～ (8) 省 略
- (転居届)

第23条 転居(一の市町村の区域内において住所を変更することをいう。以下この条において同じ。)をした者は、転居をした日から十四日以内に、次に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

- (1) 氏名
  - (2) 住所
  - (3) 転居をした年月日
  - (4) 従前の住所
  - (5) 省 略
- (転出届)

第24条 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

#### 4 民法

(住所)

第22条 各人の生活の本拠をその者の住所とする。

(居所)

第23条 住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。

2 省 略

(仮住所)

第24条 ある行為について仮住所を選定したときは、その行為に関しては、その仮住所を住所とみなす。

#### 第6 証拠書類等

##### 1 申出人から提出のあった異議申出書及び証拠書類等

- (1) 異議申出書(甲1)

- (2) 異議申出書の添付資料として提出のあった前届出地に係る写真（甲2）
- (3) 令和5年5月2日付けで追加書類として提出のあった同上写真（甲3）
- (4) 令和5年5月25日付けで追加書類として提出のあった同上写真（甲4）

**2 当選人から提出のあった委任状及び意見書並びに証拠書類等（なお、(4)～(6)は、当委員会からの求めに応じて提出されたものである。）**

- (1) 委任状（乙1）
- (2) 意見書（乙2）
- (3) 意見書とともに提出のあった下記書類
  - ① 証拠書類提出書（乙3）
  - ② 妻の陳述書（乙4）
  - ③ 同居人の陳述書（乙5）
  - ④ 本市前住地の建物の登記情報（乙6）
  - ⑤ 本市前住地の建物に係る写真撮影報告書（乙7）
  - ⑥ 現住所地に係る賃貸借契約書の写し（乙8）
  - ⑦ 現住所地に係る上下水道使用量・料金明細（2023年4月分）（乙9）
  - ⑧ 現住所地に係る上下水道使用量・料金明細（2023年5月分）（乙10）
  - ⑨ 令和5年1月から4月までの間におけるレシート等の報告書（乙11）
  - ⑩ 国民健康保険証の写し（乙12）
- (4) 令和5年5月25日付けで追加提出のあった下記書類
  - ① 証拠書類提出書2（乙13）
  - ② 本市前住地に係る光熱水費に関する資料（乙14）
  - ③ 現住所地に係る光熱費に関する資料（乙15）
  - ④ 運転免許証等に関する報告書（乙16）
  - ⑤ 交通系ICカードの利用履歴に関する報告書（乙17）
  - ⑥ 旧住所地に係る登記情報（乙18）
- (5) 令和5年6月1日付けで追加提出のあった下記書類
  - ① 証拠書類提出書3（乙19）
  - ② 旧住所地に係る光熱水費に関する資料（乙20）
- (6) 令和5年6月16日付けで追加提出のあった下記書類
  - ① 証拠書類提出書4（乙21）
  - ② 当選人の政治活動等の履歴に関する報告書（乙22）

**3 当委員会が職権で収集した証拠書類等**

- (1) 当選人の住民票（丙 1）
- (2) 当選人の転入及び転居に係る届出書（丙 2）
- (3) 前届出地の所有者に関する情報（丙 3）
- (4) 当選人の本市における国民健康保険加入状況等（丙 4）
- (5) 当選人の本市における納税状況等（丙 5）
- (6) 本市前住地に係る上下水道使用量明細（丙 6）
- (7) 本市前住地に係るガス使用量明細（丙 7）
- (8) 本市前住地に係る電気使用量明細（丙 8）
- (9) 現住所地に係るガス使用量明細（丙 9）

#### 4 証言・聴取に係る資料

- (1) 当選人に係る質問記録書（丙 1 0）
- (2) 妻に係る質問回答書（丙 1 1）
- (3) 同居人に係る証人調書（丙 1 2）
- (4) 証人に係る証人調書（丙 1 3）

#### 5 参考資料

- (1) 現地調査記録書（丙 1 4）
- (2) 現住所地に係る郵便物の到達記録（丙 1 5）
- (3) 乙 1 1（レシート類）を一覧表にまとめたもの（丙 1 6）

### 第 7 当選人から聴取した事項（要旨）

本委員会は、当選人からの提出資料及び本委員会が収集した資料を精査した上で、当選人に対し、令和 5 年 6 月 1 2 日付けで、行政不服審査法第 3 6 条の規定による質問を実施した。当選人からの主な聴取事項は、次のとおりである。

- 1 当選人は、令和 4 年夏ごろから、参議院議員 D 氏の政治活動に影響を受け、自身も議員を志すようになった。
- 2 当選人は、東京維新の会に所属しており、令和 4 年秋ごろから、いわゆる政治活動にも従事するようになった。
- 3 当選人は、当初、足立区での立候補をしようと思っていたが、得票数の面で不安要素があったことから、D 氏に相談をした結果、当市で立候補することに変更した。
- 4 当選人は、当市で立候補することに決まったのが、本年 1 月 6 日か 7 日の事であり、立候補のためのいわゆる 3 か月要件のことを知っていたから、令和 5



年1月中旬までに急いで当市に転入しようと考え、弟に相談の上、弟の知人の紹介で前届出地の建物に、生活する上で必要な設備等がすべて整っているという条件で居住することにした。

- 5 当選人は、当市に単身赴き、本件選挙の結果が出てから、家族を呼ぶかどうかを決めようと思っていた。ただし、実際に前届出地を確認した結果、家族を呼ぶことは断念した。なお、当選後の現在は、家族を呼び、一緒に暮らす意向があるが、子供の転校の問題や妻の親が病気になったことによる看護・介護の必要性などから、すぐにとりあえずにはいかないと考えている。
- 6 当選人は、急いでいたため、現地を一度も確認することなく、弟に言われるままに居住を決意した。衣服等のみを持ちこみ、布団はD氏の事務所で借りようと考えていた。また、当該住居の貸し借りは、弟の知人と貸主との間の口約束であり、知人及び建物の所有者については、姓以外は詳しく知らなかった。
- 7 当選人は、令和5年1月11日に、転入届を出すとともに、実際に現地で確認を行ったが、居住するのに適切とは言い難い状態であったため、D氏の事務所の他の人間にも確認してもらい、「ここに住んでいても、それはそれで問題になるだろう」という話になり、同事務所の先輩であり、当市在住の同居人宅に世話になることにした。
- 8 結果として前届出地へは一度も居住することがなかった。
- 9 住民票の変更は、「次のアパートを借りてからでも良いだろう」と考え、同居人宅である本市前住地（同居人宅）への転居届の提出を行わなかった。
- 10 同居人からは「家賃はいらないので、選挙に集中しなさい」と言われていた。同居人は事務所の先輩であり、賃貸借契約書の件や、住民票を移して良いかどうかという細かい話を、当選人からはしづらい雰囲気であった。
- 11 立候補届出書類受領の際に、本委員会職員に対し、本市前住地（同居人宅）に住んでいることを申し出なかったのは、そこまで深く考えていなかったからである。
- 12 本市前住地（同居人宅）では、石油ファンヒーターを使用させてもらっていた。
- 13 当選人は、布団をD氏事務所から借り、自ら本市前住地（同居人宅）へ運んだ。
- 14 洗濯機を自由に使用して良いと同居人から言われていたが、極力、同居人宅での洗濯を行わないようにし、事務所で行うようにしていた。
- 15 風呂に関しても、同居人宅でも入っていたが、事務所でのシャワーで済ませることもあった。当選人は、同居人に対して気を遣い、遠慮して過ごしていた。

- 16 昼食は、ほとんどが外食であった。朝食や夕食は、主にスーパーやコンビニの弁当で済ませることが多かったが、たまには自炊することもあった。
- 17 食材や弁当に係る領収書・レシート類は、選挙とも関係ないため、大半は処分してしまった。
- 18 当選人は、同居人に対して、家賃・光熱水費の支払いは一切行っていない。
- 19 郵便の転送届は、住民票を本市前住地（同居人宅）に移していないことから、提出せず、若柴町の前届出地に郵便物が届くたびに、弟から「届いているみたいだよ」と言われ、その都度取りに行っていた。なお、現住所地であるアパートに引っ越してからは、転送届を出した。
- 20 当選人は、3月13日（契約日と同日）に現住所地であるアパートの鍵の引き渡しを受けた。また、3月16日に電気・ガスを通すと同時に、同居人宅から現住所地へ引っ越し、居住を開始した。
- 21 アパートには表札は掲げていない。その理由は、アパートで掲げている人を見たことがないからである。
- 22 現住所地には、当選人1人で居住しているが、3月下旬から本件選挙が完了するまで、弟に選挙運動を手伝ってもらうため、同居させていた。
- 23 近隣への挨拶はしていない。また、自治会へは加入していない。
- 24 （本委員会の指摘で現住所地の届出の住所が違っていたことに対し）「744番地3」であったが、「774番地3」であると勘違いしていた。
- 25 旧住所地には、妻と、子ども3人が暮らしている。すぐには難しいが、いつかはこちらで一緒に住みたいと思っている。
- 26 現在、旧住所地へは、月に3日程度帰ることがある。その際は、同所で寝泊まりしている。選挙準備・選挙運動をしている間は、月に1回か2回程度しか帰ることはなかった。
- 27 当選人は、本年1月に当市転入以後、毎日休みなく、政党の政治活動及び選挙準備に従事していた。
- 28 移動に際しては、政党から借り受けた自動車を主に使用している。
- 29 旧住所地へ帰る際には、車で帰ることもあるが、電車で帰ることもある。また、D氏の移動車に同乗させてもらうこともある。
- 30 家族が住む旧住所地の建物は借家である。
- 31 詳細が書かれていないドン・キホーテの電子レシートについては、食べ物をまとめ買いした時の物である。

## 第8 妻から聴取した事項（要旨）

本委員会は、当選人の代理人弁護士を通して妻に連絡を取り、法第212条第1項の規定による出頭及び証言を求めようとしたが、子ども3人の育児に加え、入院中の親の介護も1人で行っており、出頭が難しいとの話があったため、法第212条第2項において準用する民事訴訟法（平成8年法律第109号）第205条の規定により、証人としての尋問に代えて書面の提出を求めた。主な聴取事項は、次のとおりである。

- 1 当選人からは、令和4年10月頃から、立候補に関する相談を受けていた。
- 2 旧住所地には、現在、妻及び子ども3人が暮らしている。
- 3 急な話であったため、当選人とともに転入しなかった。
- 4 妻は、仕事をしておらず、子どもの日常の養育は主に妻が担当している。
- 5 親の介護も重なり、困難を感じている。
- 6 当選人は、月2日程度、旧住所地に帰ってくるがあった。
- 7 当選人が最初に住もうと思っていた前届出地の建物を確認しなかったのは、急いでいたためであると思う。
- 8 前届出地は、当選人の弟の紹介だと聞いている。
- 9 妻は、前届出地、本市前住地、現住所地のいずれにも行ったことがない。
- 10 前届出地に住もうとしたが住める状態ではなく、本市前住地へ住むこととなったのを当選人から聞かされたのは、1月中旬頃のことである。
- 11 妻と同居人は、以前からの知り合いではなかった。
- 12 当選人と同居人との家賃の取り決めの話については、光熱水費も含め、「(同居人は) お金をもらわない」と聞いている。
- 13 旧住所地から持ちこんだものはスーツ類のみである。
- 14 食事、洗濯、風呂については、同居人宅あるいはD氏事務所(の設備)を借りていたと聞いている。
- 15 令和5年3月中旬頃、現住所地に引っ越したことを知った。
- 16 当選人は、当選後の現在、2週間に1回程度、旧住所地に寝泊まりしている。

## 第9 同居人から聴取した事項（要旨）

本委員会は、同居人に対し、法第212条第1項の規定による出頭及び証言を求めた。同居人からの主な聴取事項は、次のとおりである。

- 1 同居人は、〇〇市〇町にある日本維新の会D氏事務所で、同氏の公設秘書をしている。
- 2 当選人とは、D氏が主催する「日本維新の会政治塾」で、昨年秋ごろに知り合った。

- 3 本市前住地の建物は、同居人の自宅で、1人暮らしである。1階に和室、リビング、キッチン、風呂、トイレがあり、2階には和室とリビングがある。テレビは、1階のリビングと2階のリビングに1台ずつある。洗濯機がある。エアコンは、1階のリビングと2階にあり、当選人が暮らしていた和室には暖房がないので、石油ファンヒーターを使っていた。使用する灯油は自分で買っていたと思う。
- 4 同居人は、朝7時30分頃に起きて、8時30分に仕事に行く。事務所までは自分の車で行き、10分から15分くらいである。帰りは18時頃になる。ただし、今年に入ってから是不規則で、帰りは早くても20時～21時、遅いときは22時～23時頃になる。休日は、ほとんどない。食事は、外食で済ませることが多い。風呂は自宅のシャワーを使うが、たまに市内の温浴施設に入ることもある。買い物は、近所のスーパーで行う。
- 5 当選人は、同居人が起きると既に外出していることが多く、帰りも当選人の方が遅いことが多かった。食事を一緒にとるようなこともあまりなく、1回か2回ほど、当選人が作って一緒に食べたことがある。当選人は、選挙の準備で忙しく、休みはなかった。
- 6 当選人からは、1月中旬に、住居のことで相談を受けた。そういう事情であればと、自分の家に住むように提案した。当選人は、同月12日か遅くとも13日から、同居人の家に住み始めた。
- 7 当選人は、アパートに引っ越すまでは、ほぼ毎日、同居人の家で過ごしていたと思う。ただし、上記のような生活パターンであったため、いたか、いないのかの確認は、していない。
- 8 当選人との間で賃貸借契約は結んでいない。
- 9 当選人は、同居人が秘書をしている議員の所属する政党から立候補予定であるので、そういう人から家賃はもらうことは、最初から考えていなかった。
- 10 入居と同時に合鍵を渡し、回収したのは、アパートへ引っ越してから数日してからである。
- 11 布団は、当選人が自分で持ってきた。新品ではなかったから、どこかから持ちこんだと思うが、どこから持ってきたかは知らない。
- 12 日用品は、洗剤を自由に使って良いと言ったが、それ以外については、当選人がどのようにしていたかは、知らない。
- 13 パソコンやWi-Fiは同居人の家にはないので、当選人は、自分の選挙事務所かD氏の事務所において、それらを使用していたのではないかと思う。
- 14 和室にはテレビがないので、当選人は、スマホで見ていたのではないかと思

う。

- 15 当選人は、食事も外で済ませていたようで、帰って来ても寝るだけ、あるいはシャワーだけ浴びてすぐに寝るという生活だった。(居候の)期間が長くなってしまい、居づらかったのだろうと思う。
- 16 同居人は当選人の選挙活動について詳しく知っている訳ではないが、当選人は、車をD氏の事務所から借り受けており、普段の移動はそれで行っていたと思う。龍ヶ崎市駅前にD氏の土地があり、そこに駐車していた。
- 17 当選人が和室に洗濯物を干しているのを見たことがあるので、たまに洗濯をしていたのだと思う。
- 18 入浴は、同居人宅のシャワーを使っていた。毎日かどうかは分からない。
- 19 当選人は、3月中旬に現住所地へ引っ越したが、その頃は同居人自身が忙しくなり、朝早くに出るようになったので、詳しい日時は分からない。ただし、アパートが決まったことは聞いていた。
- 20 私物は、現住所地であるアパートへ引っ越す際に、全て持って行った。
- 21 当選人の家族には会ったことがない。5月にバーベキュー大会があり、そこで初めて妻を紹介された。

## 第10 証人から聴取した事項（要旨）

証人は、本件異議申出があったことを知り、JR龍ヶ崎市駅付近で当選人を見かけたことがあるとの申し出を本委員会職員に対して行ったため、本委員会は、法第212条第1項の規定による出頭及び証言を求めた。主な聴取事項は、次のとおりである。

- 1 証人は、龍ヶ崎市議会議員である。
- 2 証人は、令和5年2月下旬の市議会定例会の際に、他の議員から当選人が立候補予定であるらしいと聞かされ、同時に、政党の政治活動用ビラを見せてもらったことから、当選人の顔と名前を知った。その際、「E議員の自宅の近くに住んでいるらしい」という噂も聞いた。ただ、その後、アパートへ引っ越したことは知らなかった。
- 3 証人は、令和5年3月17日から4月末頃まで、平日はほぼ毎日、JR龍ヶ崎市駅東口のロータリー付近において、午前5時50分から8時過ぎまで、駅利用者に対して、挨拶を行っていた。
- 4 証人は、上記の挨拶の際、大半において、当選人を見かけることがあった。
- 5 その際、当選人は、6時30分から8時前頃まで、挨拶を行っていた。
- 6 当選人は、挨拶を行う日には、同駅東口のエスカレーターを降りて、秘書と

もう1人とで連れ立って来ていた。

- 7 挨拶が終わると、来た方向へ帰って行った。当選人の選挙事務所が西口の方にあり、そこに向かって歩いている姿を見かけたことがあるので、選挙事務所へ荷物を置きに行っていたと思う。
- 8 他にも、JR龍ヶ崎市駅では、現職の議員や候補者らが何人も挨拶を行っていた。お互い、よく顔を合わせ、会話もするので顔見知りになっており、当選人の同様の姿を見ていたと思う。
- 9 証人は、選挙運動期間の最終日22時35分頃、同駅前で挨拶活動をしていたところ、当選人に声を掛けられ、二言三言会話をした。その後、当選人は「あと1分で電車が出る」と言い、慌ててエスカレーターを上って行った。時刻表を見ると22時36分発上り常磐線があったので、〇〇〇の旧住所地に帰るのだろうと思った。改札を通る姿は見えていない。その時のことは、E議員、F議員らも見ていた。
- 10 その他、証人は、市内で、当選人が政党の車で、政党としての政治活動を行っている姿を見かけたことがある。

## 第11 調査・審理の経過

本委員会は、本件異議申出について、令和5年5月1日に提出を受け、審査した結果、形式的要件を備えていると認め、これを受理した。

実質的審理に当たっては、申出人からは口頭で、写真以上の証拠はないとの申し出があったため、本委員会が職権により証拠を収集することとし、当選人をはじめとする関係者に証拠書類等の提出を求めた。また、並行して市役所内の各部署に物件の提出を求めた。

特に、居住の実態を明らかにするための客観的資料としては、当選人から提出のあった意見書及び乙3～乙12を受けて、さらに追加の資料が必要であると判断し、乙13～乙22に示すような証拠書類等を提出するよう求めるとともに、電気・ガス・水道の使用量に関する明細（丙6～丙9）を職権で収集するなど、調査を確実かつ円滑に実施できるような配慮を行った。

また、前記のとおり当選人に対して行政不服審査法に基づく質問を、関係者に対して法第212条の規定に基づく出頭及び証言を求めた。

さらに、前届出地、本市前住地、現住所地周辺の現地調査を行うなど、調査に万全を期した。

なお、法第213条第1項の規定によれば、本件異議申出に対する決定は、申出を受けた日から30日以内に行うよう努めなければならないとされているが、申

出人から提出のあった証拠が僅少であったこと、本委員会が職権で収集すべき書類が多方面にわたり、各所に協力を取り付けなければならないこと、当選人の主張や提出のあった証拠から、さらに追加の資料が必要となること、それらの証拠書類等を精査してからでなければ、上記質問及び証言を効率的に聴取できないであろうこと等を勘案した上で、拙速に結論を出すべきではないと判断し、上記30日以内の期限を超過することをいとわず、慎重に調査・審理を行うこととした。

以上のように、本委員会では、調査で得られた証言や証拠書類等を丁寧に分析し、慎重な審理を行った。

## 第12 本委員会が認定した事実

- 1 当選人は、当市転入以前は旧住所地に妻及び子どもと共に生活していたが、令和4年秋頃、足立区での選挙に立候補するべく決意した。ただし、得票数の面で不安要素があったことから、その後、所属する政党のD氏に相談の上、令和5年1月6日か7日頃、当市で立候補することに変更した。それから急いで当市での住居を探し、弟の知人の紹介で、前届出地の建物に、生活する上で必要な設備等がすべて整っているという条件で居住することを決心した。ただ、急いでいたことから、同所を確認することは一度もなかった。
- 2 当選人は、令和5年1月11日付けで、単身、旧届出地に住所を定め、当市の住所として自ら転入届出を行った。また、同日に国民健康保険にも加入した。
- 3 当該前届出地の建物については、当選人の主張にもあるとおり、「居住するに適切な状況とは言い難い状態」、「不衛生な場所」であり、結果として同所へは一度も居住することがなかった。これは、申出人が提出した建物内部の状況写真からも裏付けられる。

また、参考ながら、本委員会職員2名が周辺住民から聞き取り調査を行った結果、令和5年1月から4月にかけて、当選人が当該建物に荷物を運び入れる姿などを見かけたことはなく、近隣への挨拶回りもなかった。さらには、周辺が共同利用しているごみ集積所の管理に当番として加わる話もなかった。ただし、今年の何月頃であったかは忘れたが、当選人が所属する政党関係者と見られる数名が、政治活動に関するポスターの立て看板を同建物の横に立てるのを見かけたとの話が得られた。

※ 住所認定においては、後に延べるように、住民票という形式的な手続きによるものではなく、起居、寝食、入浴、電気・水道の使用など客観的な事実により、生活の本拠たる実態を具備しているかどうかを重視されている。とは言え、本件に関しては、当選人自身が当初の転入先に一度も住むことがなか

ったと証言しており、住民基本台帳法で義務付けられた届出を怠っていた事実が認められる。

4 当選人は、転入先である前届出地の借家が上記のような状態であったことから、改めて市内で居所を探すこととしたが、「直ちに居住に必要な設備を整える程の経済的余力がない」状態であったため、市内在住である同居人に相談し、同居人が所有し、かつ居住している佐貫町〇〇〇番地〇〇の戸建て建物の一室を借り受けることとした。

5 同所での居住に関する当選人と同居人の中での賃貸借契約の取り決めはなかった。また、家賃・光熱水費については、同居人は受け取らなかった。

6 家賃や契約に関する当選人と同居人の中の上記取り決めの件については、提出された陳述書や証言で述べられている。ただし、それら陳述書、当事者の証言以外に、契約関係を示す具体的な証拠はなかった。

7 当選人は、上記のとおり前届出地へ居住せず、本市前住地へ居住することとしたにもかかわらず、同所への転居届を行わなかった。

8 当選人は、本委員会が令和5年2月20日に実施した本件選挙に係る立候補予定者説明会には出席せず、当該説明会の翌日に支援者と連れ立って、説明会資料等の受領に訪れ、受付簿に住所、氏名等を記入した。その際、理由は延べなかったが、近いうちに転居する予定である旨を、応対した本委員会職員2名に説明した。ただし、その時点でどこに住み、どこへ転居するのかなどの詳細についての言及はなかった。

9 当選人は、令和5年3月13日付けで現住所地に転居届を行い、同年4月16日の本件選挙の立候補届出は、当該転居後の住所により、行っている。

なお、当該転居届の際、現住所地のアパートの住所を「龍ヶ崎市佐貫町744番地3」とすべきところ、「774番地3」と書き誤った。

10 当選人は、本件選挙に係る選挙人名簿への登録基準日(令和5年4月15日)に法第22条第3項の規定により、選挙人名簿に登録された。

11 当選人が議員として初登庁した令和5年5月9日、本委員会職員2名が面会した。この際、「当市での居所については、知人の紹介であったが、実際に引越しをしようとしたところ、住める状態ではなかったことから、大家との約束が違うとして、別の場所を借りることになった。転居先のアパートの契約が整うまでの間は、当市佐貫町に知人が居住していることから、同所に世話になった。」という趣旨の話をした。

また、当該職員が当該借家(前届出地)の持ち主の名前を質問したところ、当選人は住宅地図上に記載された氏名(G氏)を指しながら読み、かつ自分の弟の



知人のまた知人の所有であるとの話をした。また、前記「質問」の際にも、所有者がG氏であるとの発言があった。

本委員会による調査（丙3）の結果、当該前届出地の借家の所有者は、H氏であった（住宅地図上の氏名（G氏）については、元の所有者の氏名と思われる。）。当選人は、借家の所有者の変遷を把握していない状況が見られた。

12 令和5年5月19日付けで、当選人代理人弁護士から意見書ほか証拠書類等が提出された。

意見書によれば、当選人は、「令和5年1月12日もしくは13日から同年3月12日までの間、竜ヶ崎市若柴町〇〇〇〇番地〇に住民登録しつつ同市佐貫町〇〇〇番地〇〇に居住しており、また、同月13日以後は同市佐貫町774番地3コートオオコシ203号室に住民登録を移転させた上で同所に居住していた。」とのことであった。

その上で、当選人の居所を「令和5年1月12日もしくは13日から同年3月12日までの間」と「令和5年3月13日以後」の2つに分けて状況を説明している。また、本委員会からの要請に応じて、追加の証拠書類の提出があった。

13 本委員会は、本市前住地における令和4年12月から令和5年5月までの上下水道、電気、ガス使用量を調査し、前年同月（令和3年12月から令和4年5月まで）との比較を行った。次の表のとおりである。

#### 【上下水道使用量】

No.	令和4年		令和5年	
	年月	水量(m <sup>3</sup> )	年月	水量(m <sup>3</sup> )
1	R3.12	6	R4.12	9
2	R4.1	7	R5.1	11
3	R4.2	7	R5.2	8
4	R4.3	6	R5.3	8
5	R4.4	7	R5.4	7
6	R4.5	8	R5.5	9

当選人が居住していたとされる1月から3月までの使用量は、前年比で1月が4m<sup>3</sup>、2月が1m<sup>3</sup>、3月が2m<sup>3</sup>とそれぞれ増加が見られる。もっとも、当選人が居住開始する前の12月及び転居後の4月以降にも一定量の増加が見られるから、単純に使用量の増加をもって1人分の居住が増えたとは認定することはできない。

そこで、水道使用量の増加が、同居人が1人で生活していたところに、当選人が加わった結果としてのものであるかどうかを検討する。

一定の場所で寝起きするという事は、当然のことながら、洗面・トイレの水洗・洗濯・炊事・入浴などによって、水道使用量が増える要因となる。

東京都水道局の「令和2年度生活用水実態調査」によれば、一人世帯が使う水量の1か月平均は8.1 m<sup>3</sup>、二人世帯の場合は14.9 m<sup>3</sup>となっている。また、令和4年度における龍ヶ崎市内の一人当たりの平均使用水量は7.3 m<sup>3</sup>となっている。また、同じく東京都水道局による「平成27年度一般家庭水使用目的別実態調査」によれば、家庭における水の使われ方は、風呂40%、トイレ21%、洗濯15%、炊事18%、洗面その他6%という割合になっている。

この数値を参考として、常に炊事をしない場合や、風呂の利用が少ない場合は、一人当たりの平均使用水量はさらに減るものと思われる。

すると、上記令和5年1月から同年3月までの水道使用量の増加が、1 m<sup>3</sup>～4 m<sup>3</sup>という、平均以下の数値となっていたとしても、ことさら不自然とまでは言えない。

さらには、当選人は、同居人に遠慮し、洗濯を極力、事務所で行うようにし、シャワーも事務所で済ませることがあったとのことだが、居候の身である当選人が、事務所の先輩であり、年齢も上である同居人に気を遣うことは、自然なことと言える。

また、当選人は、本件選挙に立候補することを決意し、本市に転入してきたのであるから、朝早くに家を出て、本件選挙の準備に従事し、帰りも遅く寝るだけであったという、当選人及び同居人の証言に、ことさらに不自然な点は見当たらない。

そうすると、そのような生活パターンにおいては、水道使用量の増加が一定程度にとどまっていたとしても、いちおう納得できるものである。

### 【電気使用量】

No.	令和4年		令和5年		
	年月	使用量(kWh)	年月	使用量(kWh)	期間
1	R3.11	92	R4.11	104	11/2～12/1
2	R3.12	140	R4.12	140	12/2～1/1
3	R4.1	161	R5.1	212	1/2～2/2
4	R4.2	142	R5.2	147	2/2～3/1
5	R4.3	126	R5.3	133	3/2～4/1
6	R4.4	93	R5.4	92	4/2～5/1

1月分で5.1kWh、2月分で5kWh、3月分で7kWh、前年比で増加しており、わずかながら数値に変化が見られた。

電気については、例えば、1人で生活していても、2人が生活していても、変わらず使用する電化製品（例えば、共用部分の電灯、洗濯機、冷蔵庫等）があり、当選人が本市前住地で生活を開始したからと言って、顕著に増加するとは限らない。

さらには、前記のとおり、当選人が同居人宅で使用していた電化製品はほとんどなく、あったとしても遠慮し、使用を必要最小限にとどめていたことは想像に難くないから、この間の電気使用量増加が少なくても不自然とまでは言えない。

### 【ガス使用量】

No.	令和4年		令和5年		
	年月	使用量(m <sup>3</sup> )	年月	使用量(m <sup>3</sup> )	検針日
1	R3.12	3.4	R4.12	8.3	12/16
2	R4.1	5.9	R5.1	9.4	1/16
3	R4.2	5.9	R5.2	9.3	2/16
4	R4.3	5.5	R5.3	8.1	3/16
5	R4.4	5.9	R5.4	3.5	4/16

1月が3.5m<sup>3</sup>、2月が3.4m<sup>3</sup>、3月が2.6m<sup>3</sup>と一定程度の増加が見られた。

ガスについても、電気と同様、ある程度固定的に使用するものがあるため、1人が2人になったとしても単純に2倍になるとは言えない。

ガスの増加量は、その範囲内において、明らかに不自然という程の矛盾はないと言える。

以上のとおり、光熱水費の状況からは、当選人の主張どおり当選人が1月12日か遅くとも13日から居住を開始したかどうか、あるいは、毎日確実に寝起きしていたかどうかまでは不明であるが、令和5年1月以降、本市前住地に一定程度の居住の実態があり、少なくとも居住して「いなかった」とまでは言えない状態にあったことが認められる。

- 14 モバイル Suica アプリケーション上における令和5年2月11日から5月9日までの利用履歴の件数は、95件であった。このうち、8件が鉄道、1件がバスの利用によるもので、その他は「物販」で利用されたものでその内容は不明で

あった。

月日	種 別	残高／差額
3/3	入 北千住	残高¥・・・・
	出 龍ヶ崎市	－ 7 7 0
3/15	入地 町屋	残高¥・・・・
	出地 西日暮里	－ 1 6 8
3/15	入 西日暮里	残高¥・・・・
	出 新大久保	－ 1 6 8
3/16	入 新大久保	残高¥・・・・
	出 西日暮里	－ 1 6 8
3/16	*入地 西日暮里	残高¥・・・・
	出地 町屋	－ 1 6 8
4/14	入 東京	残高¥・・・・
	出 秋葉原	－ 1 4 6
4/15	バス等 東武 CE	残高¥・・・・ － 2 2 0
5/9	入 関鉄佐貫	残高¥・・・・
	出 竜ヶ崎	－ 2 2 4
5/9	入 竜ヶ崎	残高¥・・・・
	出 関鉄佐貫	－ 2 2 4

表中、北千住、町屋は当選人の旧住所地の最寄り駅である。

当選人が、本市前住地あるいは現住所地从ら、旧住所地に帰るには、通常、J R 龍ヶ崎市駅から北千住駅間を乗車する必要があるが、上記の履歴でその乗車が確認できるのは1件のみである。

ただし、現金で切符を購入した場合や車で帰宅した場合には、この履歴には載らない訳であるから、Suicaの履歴に無いことをもって、当選人が旧住所地に帰宅していなかった、ということまではできない。

15 次に、同居人宅周辺の現地調査（丙14）の概略を参考までに記載する。

話をしてくれた周辺住民は、同居人の父の代からの知り合いだった。当選人のことは知らなかった。少なくとも今年に入って以降、同宅に他人が入って行くのを見かけたことがなく、引っ越し業者等も見っていないとの話が得られた。

16 当選人から提出されたレシート等（乙11）は、49件あった。

①令和5年1月分：6件（12日、20日、24日、27日（2件）、28日）

※このうち、4件（ドン・キホーテ龍ヶ崎店）は内容が不明。

②令和5年2月分：21件（2日、3日、7日（2件）、8日（3件）、9日、10日、13日、14日、15日、20日（2件）、21日（2件）、24日、26日、27日（3件））

※このうち、2件（ドン・キホーテ龍ヶ崎店）は内容が不明。

③令和5年3月分：12件（3日、4日、11日、12日、18日（2件）、23日、24日（3件）、25日、30日）

※このうち、4件（ドン・キホーテ龍ヶ崎店）は内容が不明。

※金額のみのレシートが1件あり。

④令和5年4月分：10件（1日、6日（2件）、9日、11日、12日、17日、18日、21日、25日）

内訳として、本市前住地で寝起きを始めたと言われる令和5年1月分の領収書が少ないと言える。もっとも、レシートなどは、古い方から処分されていくのであるから、1月分の領収書が少ないことはそれほど不自然ではない。

2月分については、100円ショップでの買い物が複数あり、生活する上で必要なキッチン用品なども見られる。また、選挙事務所で使用するような文房具類の購入も見られる。食事代については、複数人で入ったレストランの領収書があり、コンビニエンスストア等で軽食を購入している例があるが、居所の近くではなく、市内の各所の店に分散している。当選人の主張によれば、市内各所で政治活動を行っていたためであり、所属する党による政治活動用自動車が市内を頻繁に回っていたことから、それは裏付けられる。また、龍ヶ崎市内ではなく取手市内の店舗のものも見られる。

また、月に1回程度、本市佐貫にある美容室で散髪を行っているレシートがあった。

4月分については、市内各所での複数人で飲食をしたものと見られるレシートがある。

レシート類からは、食料品、特に本市前住地で生活をしていたと言われる期間における買い物の履歴が少ないが、「レシート等を受領しない或いは廃棄処分してしまったものが大部分である」との当選人の主張であった。また、これら食料品をドン・キホーテ（電子レシートのため内容が不明）で主に買っていたとする主張も、当選人の生活パターンを考えると、不自然ではない。

そして、少なくとも、これらのレシート類（市外のものも6件あるため全部とは言えないが）には、日時の印字があり、当該場所で買い物等の行為をしていたことが認められる。

もっとも、レシートのうち最も早い時刻の買い物が8時46分で、最も遅い時刻の買い物が19時21分であるから、「実際は旧住所地で寝起きしており、昼間のみ龍ヶ崎市に来ていて、その時の買い物である」という反論も成り立つ余地がある。

しかし、そのことを裏付ける具体的な証拠はないし、通常、買い物や食事をする時間帯は日中～夕方であることが多いから、当選人のレシート類の時間帯が8時46分～19時21分の間に限られていること自体は不自然ではなく、そのことのみをもって、居住実態に疑問を持つまでには至らない。

したがって、少なくとも、レシートが存在する日においては、当選人の本市における一定程度の生活実態（買い物等の行為）があったと考えられる。

17 当選人は、転入と同時に国民健康保険に加入し、転居届を提出した際にその住所を変更した。しかし、国民健康保険への加入や住所変更は、通常、転入・転居の届出と同時に窓口へ案内されるから、当選人が自主的に変更手続を行っていたとは言い難い。一方、運転免許証における住所変更の期日は、本委員会がその提出を要求した翌日の令和5年5月23日であり、本人が言うように「住所変更の手続を怠っていた」との事実は否めない。

18 当選人は、令和5年3月17日頃から4月末頃まで、平日の間はほぼ毎日、JR龍ヶ崎市駅東口付近で挨拶をしている姿が目撃されている。その際、同駅のエスカレーターから降りてきたとの証言があった。当選人の選挙事務所は、駅の西口側にあることから、事務所の者と連れ立って挨拶に来ていたものと推測される。

なお、仮に、当選人がエスカレーターから降りてきたのは、旧住所地から電車で通っていたからであると仮定すると、朝6時30分には駅に立っていたわけであるから、そのためには遅くとも5時22分北千住発の電車に乗らなければならない。わざわざ龍ヶ崎市でアパートを借りているにもかかわらず、毎朝、旧住所地から電車で通うのは不自然と言えるから、この間、当選人は現住所地であるアパートから自分の選挙事務所へ移動し、さらにそこから、駅へ移動して挨拶を行っていた可能性が高い。

19 当選人は、選挙運動期間の最終日22時35分頃には、旧住所地へ帰るであろう姿が目撃されている。しかし、選挙のために単身龍ヶ崎市へ越してきて、その活動が一段落したので家族の元へいったん帰って羽を休めるというのは、不自然な事とは言えない。妻の証言にも「たまには私や子供たちに会うために、旧住所地へ帰ることがある」とあるが、そのこととも矛盾するものではない。

単身赴任の夫が、休みの日などに家族の元へ帰ることは通常あり得ることであり、不自然ではない。

20 次に、現住所地周辺の現地調査（丙14）の概略を参考までに記載する。

建物は2階建てで、1階に3部屋、2階に4部屋ある構造となっている。不動産事業者のホームページによれば、1K（キッチン4畳、和室6.9畳）、24.2㎡の間取りとなっている。全部屋の郵便受けの外観を確認したところ、2階は当選人の郵便受けを除いてガムテープで塞がれている状態であり、1階の郵便受けも1部屋を除いてガムテープで塞がれている状態であった。それらは空き室である可能性が高いと思われる。当選人の部屋以外の2階の部屋

全てを訪ねたが、いずれも応答はなかった。

また、当選人の部屋の内部を当選人立会いの下で確認したところ、衣服や食材等が置かれており、少なくとも人が一定の期間生活をしている状況が見られた。

21 現住所地における上下水道、電気、ガス使用量については、次の表のとおりである。

**【水道使用量】**

当選人代理人弁護士から提出があった。

令和5年			
No.	年月	水量(m <sup>3</sup> )	期間
1	3月分	2	3/16~4/4
2	4月分	5	4/4~5/4

**【電気使用量】**

本委員会の求めに応じて、当選人代理人弁護士から追加提出があった。

令和5年			
No.	期間	使用量(kWh)	期間
1	3月分	30	3/17~4/1
2	4月分	54	4/2~5/1

**【ガス使用量】**

代理人弁護士から提出を受けた資料は、金額のみであったため、職権によりガス会社に依頼し提出を受けた。

令和5年			
No.	年月	使用量(m <sup>3</sup> )	期間
1	3月分	4.6	3/17~4/12
2	4月分	7.7	4/13~5/13

これらを見ると、前記1人当たりの平均使用量には達していないが、生活している痕跡がうかがえるところである。

このことは、当選人の主張及び妻の証言、他の証拠等と矛盾するものではなく、光熱水費の状況からは、少なくとも3月16日以降、確実に毎日とは言い切れないが、現住所地にて起臥・寝食等の生活を開始したものと認められる。

22 次に、旧住所地に係る上下水道、ガス及び電気の使用量については、当選人代理人弁護士に対し提出を求め、次のとおり提出があった。これに基づき、前年同月との比較を行った（当選人が龍ヶ崎市に生活の本拠を移していたのなら、多少なりとも変化が認められるはずであるため）。次の表のとおりである。

**【水道使用量】**

No.	令和4年		令和5年	
	期間	水量(m <sup>3</sup> )	期間	水量(m <sup>3</sup> )
1	R3. 11. 23~R4. 1. 21 60日間	55	R4. 11. 22~R5. 1. 23 63日間	70
2	R4. 1. 22~R4. 3. 22 60日間	59	R5. 1. 24~R5. 3. 22 58日間	58

3	R4. 3. 23～R4. 5. 20 59日間	62	R5. 3. 23～R5. 5. 23 61日間	60
---	-----------------------------	----	-----------------------------	----

当選人が龍ヶ崎市へ転出したとされる令和5年1月12日又は13日以後の期間（60日間で10日間程度）を含むNo.1の期間は、前年比較で15m<sup>3</sup>増えている。それ以後のNo.2の期間は1m<sup>3</sup>、No.3の期間は2m<sup>3</sup>減少している。

前年比較で増えている理由は、当選人から不明との話があった。

### 【ガス使用量】

No.	令和4年		令和5年	
	期間	使用量(m <sup>3</sup> )	期間	使用量(m <sup>3</sup> )
1	1月分	80	1月分	81
2	2月分	71	2月分	64
3	3月分	66	3月分	63
4	4月分	67	4月分	62
5	5月分	64	5月分	—

ガス使用量については、当選人が龍ヶ崎市へ転出したとされる令和5年1月分が、前年比較で1m<sup>3</sup>増加しているが、2月分は7m<sup>3</sup>、3月分は3m<sup>3</sup>、4月分は5m<sup>3</sup>と、それぞれ使用量が減少している。

### 【電気使用量】

No.	令和4年		令和5年	
	期間	使用量(kWh)	期間	使用量(kWh)
1	1月分	434	1月分	478
2	2月分	460	2月分	417
3	3月分	441	3月分	406
4	4月分	382	4月分	336
5	5月分	388	5月分	—

電気使用量については、当選人が龍ヶ崎市へ転出したとされる令和5年1月分が前年比較で44kWh増加している。2月分は43kWh、3月分は35kWh、4月分は46kWhと、それぞれ使用量が減少している。

以上のように、光熱水費の状況は、前記1人当たりの平均使用量とまでは言えないものの、確かに減少している状況がうかがえる。

したがって、少なくとも令和5年1月以降は、当選人が旧住所地において水道・ガス・電気を使うことが全くなくなったとまでは言い切れないが、以前よりも少なくなっていたことが認められる。

- 23 現住所地における郵便物の返送状況については、ほとんどが当選後のことではある（丙15のとおり）が、2件（普通郵便1、レターパック1）の返送があった。

実際には住んでいなかったという前届出地ならともかく、通常のアパート暮らしで2件とは言え返送があったというのは、一般的な感覚からすれば不自然に思われる。

しかし、上記以外の、本委員会がレターパックで送ったその他の書類は間違



いなく届いており、返送のレターパックは1件のみであるから、当選人の居室に表札が出ていなかったこと、当選人が転居届の住所を誤って記載していたこと等も考え合わせると、たまたま配達員が番地の誤りに気づき、さらに表札も出ていないことを不審に思い、差出者に返送したものと考えられる。レターパックは、本人が直接受け取る仕組みになっており、当選人は、返送があった1件以外は現住所地及び郵便局で受け取っているもので、少なくともその時には、現住所地にいたことが認められる。そして、不在の際は（不在票を置いて）持ち帰りとなり、さらにそれを長期間放置しておくこと、発送者に差し戻されることとなるが、そういったこともないことから、長期にわたって現住所地を空けたという事実も認められない。

このことから、本件異議申出に係る期間以外である当選後も、当選人は現住所地に概ね定住していることが認められる。

- 24 旧住所地には、現在、妻と子供3人が暮らしている。旧住所地の建物は借家であり、借主は当選人である。
- 25 妻は、子供3人の育児に加え、入院中の親の介護もあり、現在、働いていない。これらのことから、旧住所地における家族の生活費や家賃等は、当選人が負担しているものと推測される。

### 第13 本委員会の判断

住所とは、民法第22条において「各人の生活の本拠をその者の住所とする」と規定され、公職選挙法においても同様に解されており、「およそ法令において人の住所につき法律上の効果を規定している場合、反対の解釈をなすべき特段の事由がない限り、その住所とは各人の生活の本拠を指すものと解するのを相当とする」（最高裁昭和29年10月20日判決）とされている。

また、「選挙に関しては、住所は一人につき一箇所限定されるもの」（最高裁昭和23年12月18日判決）とされている。

さらには、一定の場所が住所に当たるか否かは、「客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決するべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできない」（最高裁平成9年8月25日判決）とされている。

当選人の生活の本拠が転入届出日以降、実際には前届出地になかったということは、当選人本人の主張からも明白である。

したがって、転入届出日以降、現住所地に移るまでの間（現住所地への転居届出日以降に、現住所地に生活の本拠があったかどうかは別の問題として）の生活の本拠が、本市前住地にあったのかが問題となる。

ここで、仮に、当選人の住所が本市前住地にも「なかった」とすると、当選人の生活の本拠は、前届出地にも本市前住地にもないのであるから、当然の帰結として、旧住所地にあったと推定されることとなる。

当選人は、妻と子供3人を旧住所地に残しているということであるから、前届出地に単身居住するつもりが、当てが外れて、次の住所が決まるまでの間は、当面元の住居で暮らすこととしたというのは、あり得る話である。

しかし、そのことを裏付ける明白な証拠は1つもない。

一方、妻、同居人のいずれもが、当選人が本市前住地に暮らしていたと証言している。そして、その証言の信用性を否定するような明白な証拠も見当たらない。

したがって、転入届出日以降の当選人の生活の本拠を旧住所地にあったとする仮定には、無理があると言える。

また、住民基本台帳法に基づく転入届により、当選人の住所（生活の本拠）は、本来、前届出地に置かれるべきであったが、結果として同所では一度も生活していないため、同所を「生活の本拠」と見ることはできない。

一方、これに替わり、当選人が「生活の本拠」として主張する本市前住地についても、当選人は同所への転居届を提出していない。

以上のとおり、当選人の住民基本台帳法による住所の設定には、問題があったことを否定することはできない。

また、当選人は、同居人宅（本市前住地）の一室を借りて寝起きをしていたと主張しているが、当選人の陳述にもあるとおり、生活に必要な風呂や洗濯機はすべて同居人からその使用を許可されたもので、生活の本拠としての家財道具の持ち込みは布団程度にとどまり、必要な届出等がなされておらず、一時的に寓居（仮住まい）したものともみることできる。

そこで、住民基本台帳上の届出もなく、寓居とも捉えられる本市前住地について、「生活の本拠」として認めうるかどうかにつき、検討する。

生活の本拠は、本人の主観的な意思ではなく、客観的にどの場所に生活の実態があったか（具体的にはどこで起臥、食事、入浴、洗濯等の行為を行っていたか）を踏まえ、総合的に判断すべきであり、「住所認定に当たって、……客観的な事実によって判断することが必要であり、本人の意思は、あくまでもその判断のた

めの一つの資料として考慮するにとどめるべき（前掲「逐条解説公職選挙法」P 92）」とされている。

たとえば、本人がその場所に仮住まいという意識を持っており、住民票を移していないとしても、当該場所に客観的に見て生活の実態があったということが総合的に判断できる場合には、当該場所を生活の本拠と認定すべきである。

そうすると、単に当選人が住民票上の住所を本市前住地に移していなかったことのみをもって、当選人の生活の本拠が本市前住地になかったと結論付けることはできないといえる。

逆に、前記認定事実のとおり、少なくとも1月13日から3月15日までの間において、確実に毎日とは言い切れないが、相当の期間、本市前住地で一定程度の生活の実態があったことが認められる。一方、これらの生活実態を明白に否定する証拠はない。

したがって、当該期間の生活の本拠は、本市前住地にあった（少なくとも本市前住地になかったとまでは言えない）と推定できる。

また、3月16日以降は、前記認定事実のとおり、現住所地において一定程度の生活の実態があったことが認められる。よって、当選人の3月16日以降の生活の本拠は、現住所地にあったと言える。

なお、行政実例として、「勤務する事務所又は事業所との関係上、家族と離れて居住している会社員等の住所は、本人の日常生活関係、家族との連絡状況等の実情を調査確認して認定するものであるが、確定困難な者で、毎週土曜日、日曜日のごとく勤務日以外には、家族のもとにおいて生活をする者については、家族の居住地に住所があると解されることがある（昭和46年3月31日付け自治振第128号通知・問4）」というものがある。

当選人の家族状況としては、長女9歳、長男4歳、次男1歳（いずれも選挙期日現在の年齢）と3人の子供があり、旧住所地に残って生活する妻が主に養育を担っており、また親の介護も妻が担っている状況を考えれば、当選人は、旧住所地である東京都足立区に通い、妻の手助けをする必要性があったと推察される。また、本人も、「月に1～2回程度、足立区の旧住所地に帰ることがある」と述べている。

しかし、その頻度は一定程度に限られ、それ以外の時間は、確実に全てとは言えないが、ほとんどの時間を龍ヶ崎市で過ごしていたとみることができるから、当選人の住所は「確定困難」な場合には該当しない。

よって、家族の居住地に住所があると解することはできない。

また、当選人が当初住もうとしていた前届出地の建物内部の状況を事前に確認していなかった点や、貸主のことを承知していなかった点、1月分のレシート類が少ない点、本市前住地及び現住所地における光熱水費の増加が一定量にとどまっている点については、当選人、妻及び同居人の説明において、納得できる理由が示されており、その説明を覆すような明白な証拠もない。

以上のとおり、本委員会は、当選人の本市での居住実態があったものと結論する。

よって、申出人の主張には理由がないから、本委員会は主文のとおり決定する。

令和5年6月27日

龍ヶ崎市選挙管理委員会

委員長 時 田 淳 次

## 教 示

この決定に不服がある者は、公職選挙法第206条第2項の規定により、決定書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で茨城県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。